

# 第1 会社組織情報の調査

## 1 ) 実務解説

### (1) はじめに

請求者が、経営支配権をめぐる紛争の各場面において、どのような手段を、どのように実現するかを検討する上では、対象会社に関連する情報を可能な限り収集することが重要です。

以下では、調査の基本となる会社組織情報の調査方法を説明します。

### (2) 登記記載事項の調査

#### ア 登記記載事項

会社組織情報の調査では、対象会社の商業登記及び不動産登記を確認することが出発点になります。

商業登記には、対象会社の目的、商号、本店所在地、資本金の額、発行する株式の内容、発行済株式総数、株券発行の有無、並びに代表取締役の氏名及び住所等の対象会社の基本的な情報が記載されます（会社911③）。

また、不動産登記には、対象不動産の所有者、取得時期、及び取得原因等並びに担保権、用益権、差押えの執行状況等に関する情報が記載されます。

各登記の内容を確認すれば、対象会社の事業規模や事業内容を把握できるだけでなく、経営支配権をめぐる紛争の攻防の見通しをつけることもできます。

例えば、商業登記で代表取締役の住所を確認した上で、その代表取締役の住所とされる不動産の登記事項証明書（共同担保目録付）を確認すれば、その代表取締役の責任追及後に、差押可能な不動産を確認できますし、代表取締役が所有する不動産に、会社を債務者とする担保権が設定されていれば、会社経営が、個人資産を担保に供しなければならぬ程悪化していることに気付き、経営不振を前提とした役員  
の責任追及等を検討できます。

### イ 調査方法

かつては、対象会社や対象不動産を管轄する法務局に登記簿謄抄本を直接申請して、登記記載事項が確認されていました。

しかし、現在では、各登記事項はコンピュータ管理され、管轄の法務局以外でも、登記事項証明書を取得できます。

また、登記所が保有する登記情報をインターネット上で提供するサービスも存在しています。

もっとも、コンピュータ管理前の商業登記は、対象会社を管轄する法務局に直接申請する必要があります。

## コラム

### ○閉鎖登記簿謄本による株券偽造の発覚

株主権の所在が争われた訴訟の中で、古い株券が裁判資料として提出されたのですが、その株券と商業登記簿謄本の記載事項を照合したところ、株券が偽造されたものであることが発覚しました。

株券には、昭和X年Y月に代表取締役Zが作成した旨の記載があったのですが、過去の登記簿謄本（閉鎖登記簿謄本）を確認すると、昭和X年Y月の時点でZは代表取締役に選定されておらず、単なる取締役にすぎなかったのです。

このように、会社組織情報が訴訟の決定的な証拠となることもあるため、事前に可能な限り情報を収集する姿勢が大切といえます。

Case  
10

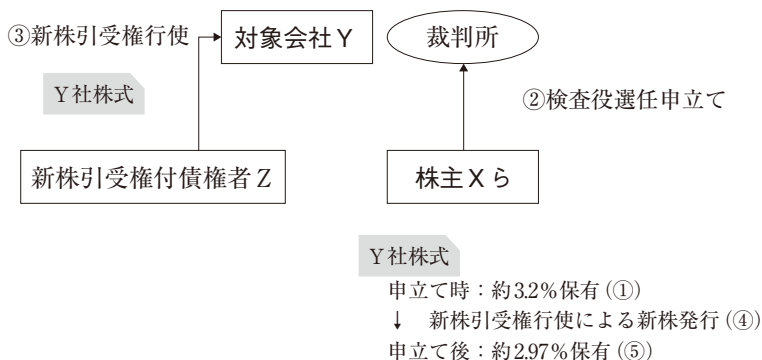
## 検査役選任申立て後に新株が発行された検査役選任申立てにおける株式保有要件が争われた事案

(最決平18・9・28判時1950・163)

## 【事実関係】

株主Xらは、検査役選任の申立てをした時点で、対象会社Yの総株主の議決権の100分の3以上を有していたものの、当該申立て後に、Zが新株引受権を行使し、対象会社Yの新株が新たに発行されたことで、Xらの総株主の議決権が100分の3未満となった。

(関係図)



## 〈検査役選任申立てをめぐる攻防〉

検査役選任申立ては、総株主の議決権の100分の3以上の株式を有することが要件（株式保有要件）とされています（旧商294、会社358）。

本件では、株主Xらが裁判所に検査役選任を申し立てた時点では約3.2%の株式を保有し株式保有要件を充足していたものの、

その申立て後に、対象会社Yが新株発行を行い総株主の議決権数が増加したため、株式保有割合が約2.97%まで低下し、事後的に株式保有要件が欠けることとなり、この株式保有要件をめぐって攻防が展開されました。

株主Xらの検査役選任申立てに対象会社Yが新株発行で対抗した構図となりましたが、本件では当該申立てを原則として不適法、例外的に適法とする旨判示し、結論として、原則どおり不適法である旨判示しました。

## 解 説

本件では、検査役選任申立てにおける株式保有要件は、申立て時だけでなく裁判時にも必要であることを前提に、申立て後の新株発行によって株式保有要件を欠くに至った場合も、その要件を欠くことに変わりはないため、原則として不適法な申立てになる旨判示されました。

株式保有要件維持の必要性に関しては、学説上、株主が自ら株式を譲渡して株式保有要件を欠くに至った場合は不適法、会社の新株発行等により株主の意思と関係なく株式保有要件を欠くに至った場合は適法とする見解が有力です（落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関(2)』111頁（商事法務、2009））。本件の原審もこの有力説を踏襲するものでした（東京高決平18・2・2民集60・7・2643）。

しかし、本件は、株主譲渡の場合と新株発行の場合を区別せず、株式保有要件維持を必要としました。ただし、「当該会社が当該株主の上記申立てを妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情のない限り」という留保を付けていることに注意が必要です。

この点に関連して、本件は、次のような経緯をたどったことが特徴的です。

- ① 平成12年2月7日、対象会社Yが新株引受権付社債の発行を決議し、同年3月24日、当該社債をZに発行
- ② 平成17年7月29日、株主Xらが検査役の選任申立て(約3.2%の対象会社Y株式保有)
- ③ 平成17年8月16日、Zが新株引受権を行使し、その結果、株主Xらの株式保有要件欠缺(約2.97%の対象会社Y株式保有)

本件の原々審では、「予め新株引受権付社債を有していた者〔Z：引用者注〕が自らその新株引受権を行使した結果にすぎないので、被申立人〔対象会社Y：引用者注〕が申立人兩名〔株主Xら：引用者注〕の権利行使を殊更妨害する意図で新株を発行したとの特段の事情も窺われない」〔傍点引用者〕と判示し、かかる経緯が重視されました(東京地決平17・9・28民集60・7・2640)。

検査役選任申立てを適法ならしめる「特段の事情」の立証責任は、申立てを行った株主が負うところ、この立証は必ずしも容易とは言い難い(落合誠一編『会社法コンメンタール8 機関(2)』112頁(商事法務、2009))ため、対象会社にとって、株主の検査役選任申立て後に、総株主の議決権数を増加させる措置は、あくまで株主の申立てへの妨害目的の認定を免れ得る他の目的等がある限りにおいてはありますが、一つの検討事項となり得るといえます。

### 判決文の抜粋

「株式会社の株主が商法294条1項に基づき裁判所に当該会社の検査役選任の申立をした時点で、当該株主が当該会社の総株主の議決権の100分の3以上を有していたとしても、その後、当該会社が新株を発行したことにより、当該株主が当該会社の総株主の議決権の100分の3未満しか有しないものとなった場合には、当該会社が当該株主の上記申

立を妨害する目的で新株を発行したなどの特段の事情のない限り、上記申立は、申立人の適格を欠くものとして不適法であり却下を免れないと解するのが相当である。」

#### <参考判例>

- 株式保有要件が不充足となったのは事前に発行していた新株引受権付社債が行使された結果にすぎず、対象会社に権利行使を殊更妨害する意図で新株発行したとの特段の事情はないと判示して、株式保有要件を喪失した検査役選任申請を却下した本件の原々審（東京地決平17・9・28民集60・7・2640）
- 検査役選任申立時に、株式保有要件が充足されていればその申立ては適法であり、その後自ら株式を譲渡すること等によりその要件を欠くに至ったような場合を除き、検査役選任申立てが違法となることはないとして原々決定を取り消した本件の原審（東京高決平18・2・2民集60・7・2643）

# 第1 経営支配権獲得までの流れ

第2章「事前調査」では、経営支配権をめぐる紛争における事前準備について説明してきました。対象会社がどのような状況にあるのかを知ることは極めて重要であり、事前にどれだけ周到な準備をすることができるかによって結論にも影響がでてくることになります。

以下の第3章「経営支配権をめぐる攻防」では、これまで説明してきた事前準備によって取得した情報を前提に具体的に経営支配権をめぐる紛争においてどのような攻防が繰り返られるのかについて説明していきます。

まず、第2「議決権の争奪」では、経営支配権をめぐる紛争において最も重要な対象会社の議決権の取得について、場合分けをした上で、どのように手続を進めるべきかを説明します。

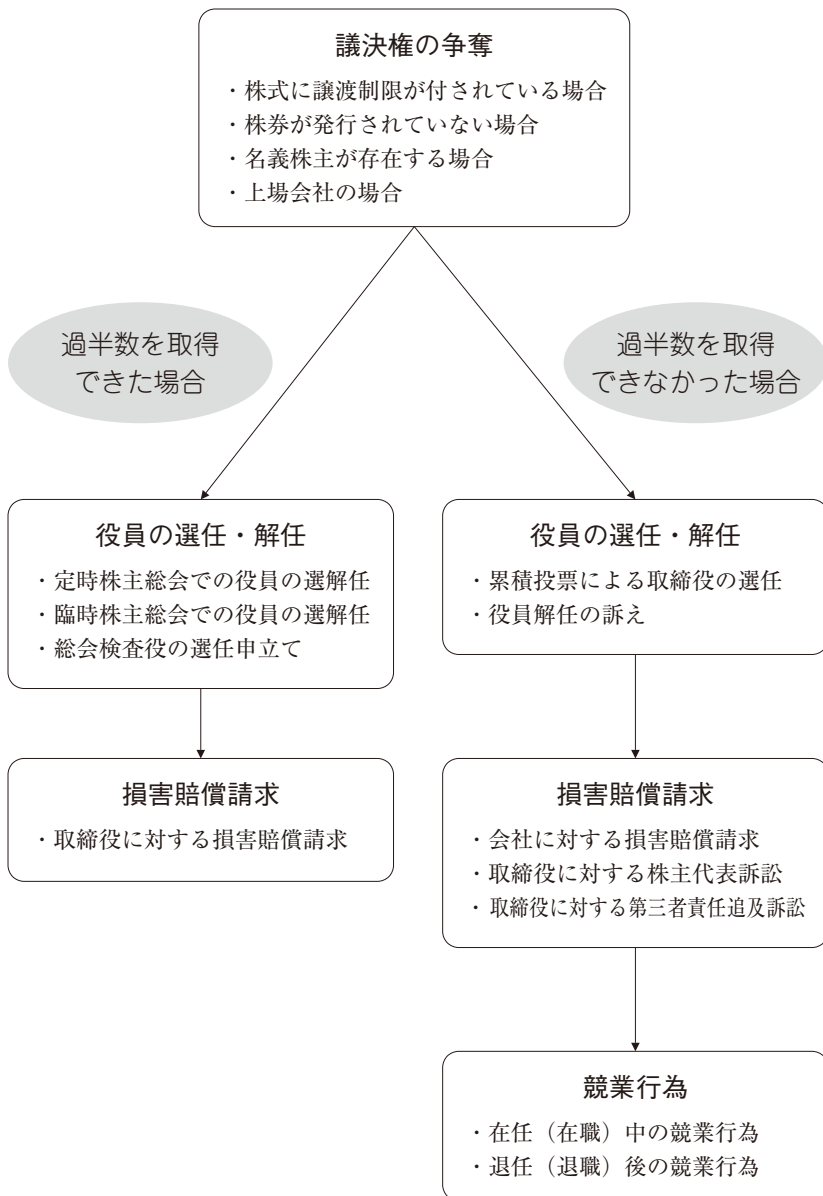
次に、第3「役員を選任・解任」では、議決権の過半数を取得できた場合と取得できなかった場合とに分けて役員を選任・解任に関する手続の説明を行います。

そして、第4「損害賠償請求」では、議決権の過半数を取得できた場合とそうでない場合に分けた上で、対象会社や取締役に対する損害賠償請求について説明します。

最後に、第5「競業行為」では、議決権の過半数を取得できずに請求者が対象会社自体の経営権を取得することができなかった場合に、自ら同種の事業を行っていく場合について説明します。

以上の流れで経営支配権を獲得するまでの流れを説明し、また、それぞれについて反対の立場からどのような対抗措置を講じることができるかについても併せて説明していくことにします。

《フローチャート～経営支配権獲得までの流れ》





## 2) 対抗措置の検討

前述のとおり、請求者は第三者株主から株式を取得することによって多数株主となろうとすることが考えられます。そこで、対抗者の立場からどのような対抗措置を講じるべきかを以下で説明していきます。

なお、対抗措置を検討する際には、請求者が必ずしも合法的な手段ばかりとってくるとは限りませんので、請求者が違法な手段をとってきた場合にも速やかに対策を講じられるように準備しておかなければなりません。

### (1) 株式の取得

経営支配権をめぐる紛争の序盤においては、請求者は第三者株主から株式を取得するように動くことになります。

これに対して、対抗者は、第三者株主に対して働きかけてこちらで株式を取得してしまう、あるいは対象会社自身が自己株式として株式を取得してしまうといった対抗措置等が考えられます。

#### ア 対抗者による株式の取得

最初に考えられるのは対抗者が第三者株主から株式を買い取ってしまう方法です。対抗者が単独で対象会社の過半数の議決権を保有するようになれば、経営支配権をめぐる紛争において有利な立場に立つことができます。

しかしながら、対抗者自身が十分な買収資金を有していない場合や第三者株主が譲渡に応じないような場合には、第三者株主に株式を譲渡しないように説得を試みることになります。なお、この際に、株式

を譲渡しないことに加え、議決権を行使しないように依頼し、対象会社から第三者株主に金銭を提供することは可能でしょうか。

この点について、株式会社が株主に対して、株主の権利の行使に関し、財産上の利益を供与することは禁止されており（会社120①）、特定の株主に無償で財産上の利益の供与をしたときは、株主の権利の行使に関し、財産上の利益を供与したものと推定されますので、対象会社からの出捐は避けるべきです。

#### イ 対象会社による自己株式の取得

次に、対抗者自身が買取資金を十分に保有していないような場合には、対象会社が第三者株主から株式を自己株式として取得するという方法も考えられます。

対象会社が第三者株主から自己株式を取得したとしてもその株式の議決権を行使することはできませんが（会社308②）、総議決権数を減らすことによって、対抗者の持分比率を高めることができます。

ただし、自己株式の取得には、原則として株主総会の決議が必要であり（会社156①）、自己株式取得の効力発生日における分配可能額を超えてはならないとされていますので（会社461①二）、注意しなければなりません。なお、分配可能額とは、おおむね最終事業年度の末日の剰余金（その他資本剰余金、その他利益剰余金）の額から、会社債権者保護のために控除すべき額を控除し、最終事業年度の末日後の増減を調整した額となります（会社461②）。

#### ウ スクイズアウト

また、対抗者が既に自己と協力者の株式をあわせて対象会社の議決権の大半を有している場合には、請求者を含む第三者株主等の少数株主から強制的に株式を取得すること（スクイズアウト）が考えられます。以下では、①対象会社が株式を取得する方法と、②対抗者が株式を取得する方法とに分けて説明します。

書式 株式売渡請求に関する通知及び承認請求書の記載例

株式売渡請求に関する通知及び承認請求書

平成○年○月○日

東京都○○区○○1-2-3

○○株式会社 御中

東京都○○区○○7-8-9

○○○○ 印

私は、貴社の普通株式○○株を所有しており、貴社の特別支配株主に該当します。

この度、貴社の発行する株式につきまして、会社法第179条ないし第179条の2の規定に基づき、私以外の株主全員に対して株式を売り渡すことを請求するために、下記事項を通知いたします。

なお、当該通知事項につきまして、会社法第179条の3に基づき貴社の承認を請求いたしますので、平成○年○月○日までに承認するか否かの決定をお願いいたします。

記

- 1 株式売渡請求の対象となる売渡株主に対して対価として交付する金銭の額  
普通株式1株につき 金○○○円
- 2 株式売渡請求の対象となる売渡株主に対する上記金銭の割当に関する事項  
下記の売渡株式の取得日に、普通株式を有する株主全員に対し、上記金銭の額を持株数で乗じた金銭を交付いたします。
- 3 売渡株式を取得する日  
平成○年○月○日
- 4 法務省令で定める事項
  - (1) 株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法 自己資金
  - (2) 株式売渡請求に係る取引条件 なし

以上